

# NewsLetter

---

## GENERAL TOPIC

---

1 .... 特許法院、初の英語模擬弁論を実施

---

## PATENTS

2 .... ディスプレイの限りない進化、ローラブルディスプレイ！

4 .... 捨てられる電気、リチウム二次電池で囲む

9 .... 4次産業革命、半導体製造技術の核心特許の確保がカギ

11 .... 国内主要企業における最近の産業技術の動向

11 .... LG化学、糖尿・脂質異常症治療複合剤「ゼミロ」の国内市販許可獲得

---

## TRADEMARKS

12 .... APPLIED BIOSYSTEMS は Chemicals for use in medical  
等に対し識別力が認められる。

13 .... 特許法院 - 無人宿泊業に利用した“”は、外食業に対する  
“”の侵害である。

---

## GENERAL LAW

15 .... ギャラクシーノート 7、消費者1,800名の損害賠償集団訴訟敗訴

16 .... 来年下半期から 50㎡ を超過する売場に月極額最低4千ウォン賦課

---

## LEE NEWS

17 .... 2016ホ5019の拒絶決定（特）勝訴

17 .... New Member：崔至延弁護士、洪賢基弁護士、河有美弁護士、  
崔雅源弁護士

# GENERAL TOPIC

## GENERAL TOPIC

### 特許法院、初の英語模擬弁論を実施

特許法院は2017年6月28日、国内で初めて英語で特許拒絶決定不服審判事件の模擬弁論を実施した。

#### 英語模擬裁判実施の背景

知識財産競争の熾烈化にともない、特許事件を外国語で弁論できる国際裁判部の設置の必要性が、国内外で持続的に求められている。

2016年に特許法院が処理した事件611件のうち、当事者が外国法人又は外国人であるケースが半分近い260件(42%)に達したという。司法府はこのようにグローバル化している知識財産権紛争の解決の中心地として特許法院を成長させるために、英語で裁判を行うことのできる国際裁判部の導入を推進している。現在国会では国際裁判部導入のための法院組織法の改定案が発議されており、その一環として英語による弁論を国内で初めて実施することになった。

#### 英語模擬裁判の経過

ディスプレイのセキュリティフィルムである「高透過光制御フィルム」を特許申請した3Mが、特許庁にて「既に特許を受けた2つの技術を組み合わせれば容易に発明することができるので、進歩性が

ない」という理由で拒絶されるや、特許法院に訴を提起した件が模擬裁判の対象となった。

現行の法院組織法第62条によれば、全てを英語のみで裁判を進めることは不可能だ。そこで裁判部はこの日、「英語裁判」の前に韓国語で先に弁論を行った後、同じ内容を英語で弁論するという方式を取った。

今回の英語弁論は、国会に係属中の法院組織法の改定法律案に定める手続に沿って、当事者双方が英語弁論に同意し、裁判部が英語弁論を許可して弁論が進められた。弁論において、原／被告の代理人は英語で口述弁論を行い、裁判部は上記法律案に従い韓国語で訴訟指揮を行いつつ、円滑なコミュニケーションのために必要な範囲内で英語に要約して意見を伝えた。また、傍聴人のために英韓／韓英の同時通訳が提供された。判決文は韓国語で作成される予定であり、英語翻訳文もともに提供される予定だ。

その他にも特許法院は「IP国際ハブコート」のための多様な準備作業を進めている。2017年5月、国際知識財産権分野の専門性を高めるために、所属法官と専門研究陣で構成された「国際知識財産権法研究センター」を開院した。また、2015年から英文判決集と英文IPジャーナルを発刊しており、英語、中国語、及び日本語からなる審理マニュアルも事件関係人等に提供している。

# PATENTS

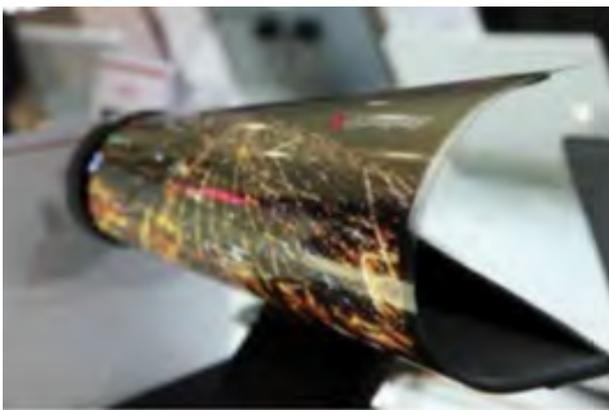
## PATENTS

### ディスプレイの限りない進化、ローラブルディスプレイ！

#### ローラブルディスプレイ関連特許出願急増

TV画面やスマートフォン画面を丸めて手軽に持ち歩ける時代はそう遠くない。

[韓国企業のローラブルディスプレイ、資料：KIPO]



国際情報ディスプレイ学会（SID）2015で発表されたLGディスプレイの18インチのローラブルディスプレイ

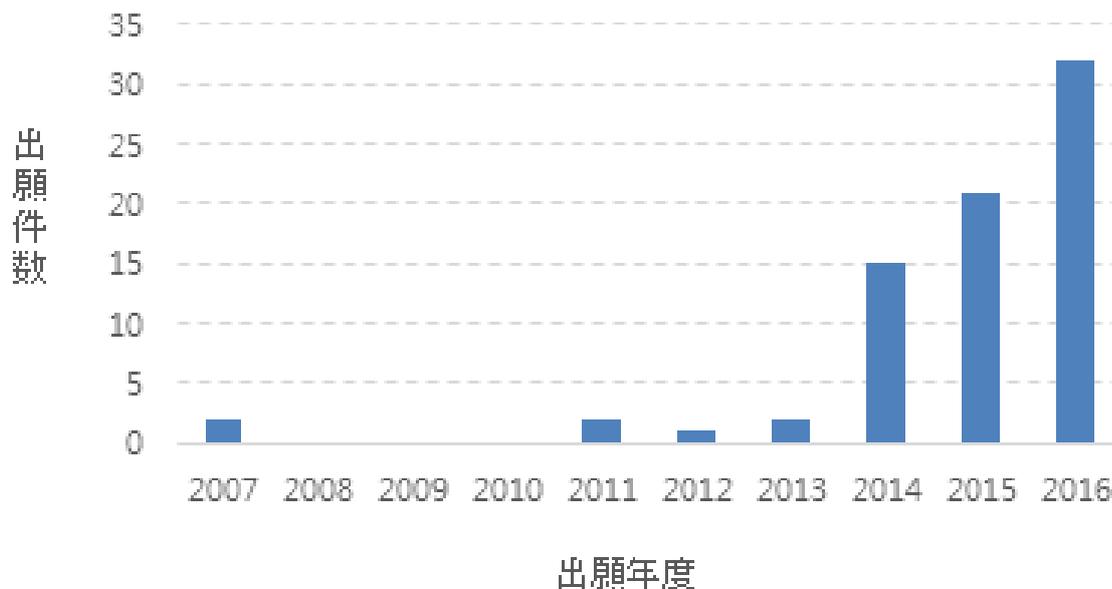


国際情報ディスプレイ学会（SID）2016で発表されたサムスンディスプレイの5.7インチのカラーローラブルディスプレイ

特許庁は、ディスプレイ装置関連の国内特許出願のうち、画面を巻物のように丸められる「ローラブルディスプレイ」関連特許出願が、最近大きく増加していると明らかにした。

# PATENTS

[ローラブルディスプレイ関連の特許出願動向（2007～2016年）、資料：KIPO]



出願年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
出願件数	2	0	0	0	2	1	2	15	21	32

ローラブルディスプレイは硬いガラス基板の代わりに柔軟なプラスチック基板を使用した表示装置であって、巻物のように巻いて必要時に広げて使用することができるので、今後、その適用範囲が大きく拡大するものと予測されている。

このような予測に応じるかのように、ローラブルディスプレイ関連の国内特許出願は、2013年は2件に過ぎなかったが、2014年には15件に増加し、2016年には32件の出願があった。ローラブルディスプレイは2023年頃には商用モバイル製

品に適用されるだろうという政府及び関連業界の予測に照らしてみると、今後も増加の勢いが続くものと予想される。

ここ10年間のローラブルディスプレイ関連の出願人別動向をみると、サムスンディスプレイが40件で53%を占め、次いでLGディスプレイが26件で35%を占めた。また、中小企業又は個人等の出願が9件に過ぎないことから、ローラブルディスプレイ技術を先導しているのは国内企業であることが分かる。

# PATENTS

ここで注目すべき点は、国内企業の特許出願が2014年から爆発的に増加し、ここ3年間の国内企業の出願率が全体出願の90%以上を占めていることだが、これは、国内企業がCRT及び平板ディスプレイ方式の第1、2世代のディスプレイの主導権を基盤として、次世代ディスプレイ市場でも主導権を先占するための戦略によるものと分析される。

特許庁は「現在、ローラブルディスプレイを含むフレキシブルディスプレイ技術の主導権は国内企業が有しているが、中国、日本等の海外企業の追い上げが激しいだけに、国内企業は国内外で革新技術の特許権を確保していくことで、次世代ディスプレイ技術の優位をさらに堅固にしていくということが重要だ」と強調した。

また、特許庁は、ディスプレイ分野の特許競争力の強化のために、産業界と特許庁とのコミュニケーション及び協力の一環として、『IP Together』という行事を定期的で開催しており、「改正特許法説明会」等を通じて、関連情報を持続的に提供していく計画だ。

## 捨てられる電気、リチウム二次電池で掴む

### 余剰電力を貯蔵するためのエネルギー貯蔵装置関連のリチウム二次電池の特許出願増加

PM2.5の低減のために2017年6月の1ヶ月間、韓国の西海岸に位置する老朽化した石炭火力発電所のシャットダウン（一時停止）が進められ、環境にやさしい新・再生可能エネルギーの導入速度が速まることが予想される中で、新・再生可能エネルギーの導入及び電力効率性の増大に必須の、エネルギー貯蔵装置(ESS)市場の成長の勢いが注目されている。韓国はリチウム二次電池分野の産業競争力を土台に、エネルギー貯蔵装置(ESS)用リチウム二次電池分野において最近刮目すべき成果をあげており、関連特許出願も増えていることが明らかになった。

#### エネルギー貯蔵装置

#### (ESS、Energy Storage System)とは

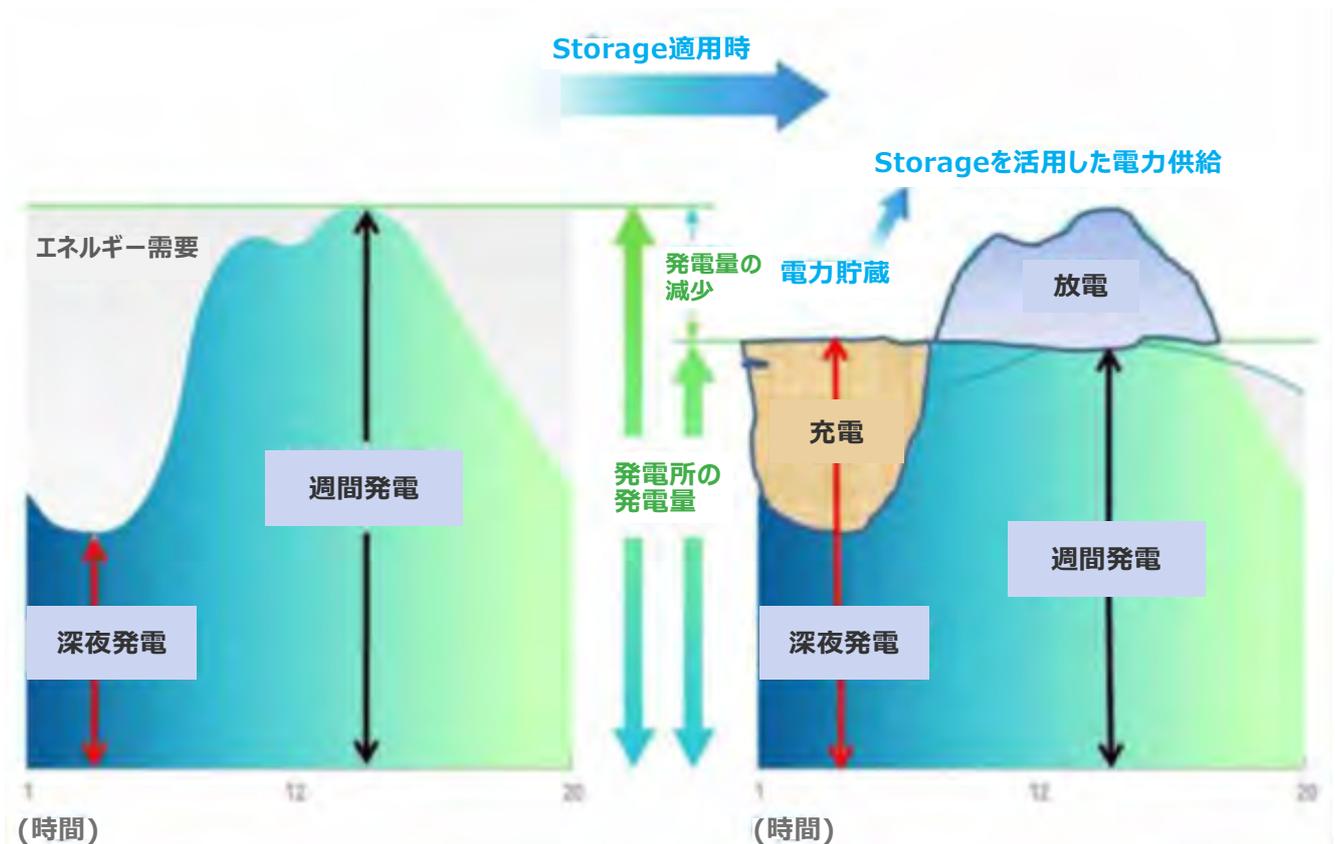
電力需要が少ない時間に生産された余裕電力を電力系統（Grid）に貯蔵し、電力が必要な時間に供給する「負荷平準化」を図り、電力利用効率を高めるシステムで、特に、新・再生可能エネルギーの出力変動が大きいことから、エネルギー貯蔵装置は必須の装置だ。

# PATENTS

[エネルギー貯蔵装置（ESS）の概念図]



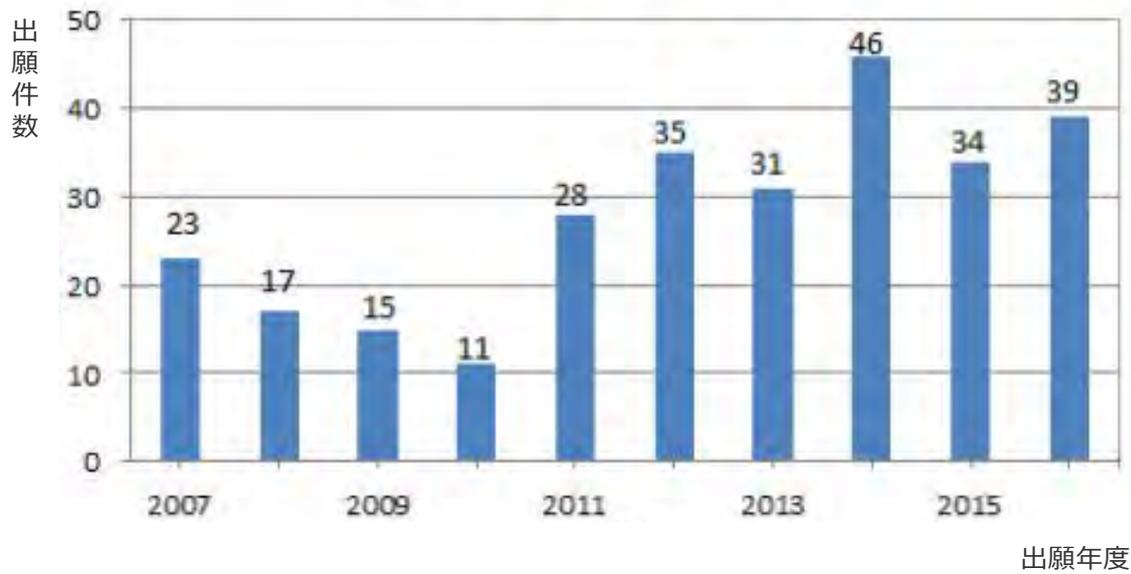
[負荷平準化の概念図]



韓国特許庁によれば、新・生産可能エネルギーの発電に必須のエネルギー貯蔵装置用リチウム二次電池の国内特許出願は増加している。過去10年（'07～'16）間のエネルギー貯蔵装置用リチウム二次電池の国内特許出願は全279件であり、年平均の出願件数は、'07～'10年には16.5件に過ぎなかったが、'11～'13年には31件、'14～'16年には40件と増加の勢いをみせている。

# PATENTS

[ESS用リチウム二次電池の出願動向（2007～2016）、資料：KIPO]



出願人動向をみると、国内出願人が53%で国外出願人よりも多く、国内出願人のうち企業体（78%）が多くを占めており、次に大学・研究所（17%）、個人（5%）の順であった。出願件数はLG化学（59件）、BASF（15件）が多かった。

エネルギー貯蔵装置市場の規模は、新・再生可能エネルギー市場の成長とともに拡大している。既存の電力体系は、ピークタイム需要に合わせて発電容量を確保するので電力需要と供給との間の不均衡が酷く、太陽光や太陽熱、風力等の新・再生可能エネルギーは、自然に依存する発電原理上の電力生産量の変化幅が大きいので電力界の安定性に問題があるが、エネルギー貯蔵装置を活用すれば、電力需要が少ない時間に生産される電力を貯蔵して需要が高い時間に電力を供給する「負荷平準化」により電力システムの効率が高まり、問題を解決することができる。エネルギー貯蔵装置には、リチウム二次電池、NaS電池、レドックス・フロー電池等の電池方式、位置エネルギーを用いた揚水発電方式、フライホイール（flywheel）を用いた機械式方式がある。

# PATENTS

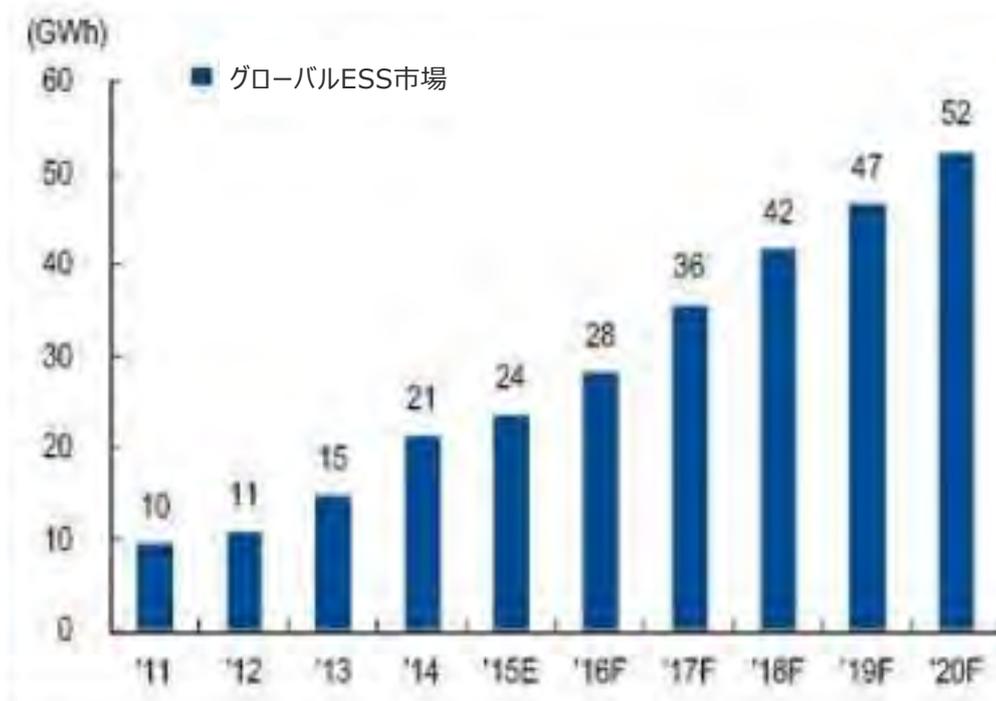
[エネルギー貯蔵装置の主要技術別比較、資料：KIPO]

区分	フライホイール (機械式)	リチウム 二次電池	NaS電池	レドックス・フロー 電池
電力変換効率	90%	96%	78%	70%
寿命(year)	<20	<10	15	5～10
放電持続時間 (hr)	<15min	15min～2hr	6～8	2～8
容量あたりの価格 (\$/kW)	—	1,000～2,000	200～300	600～1,000
メリット	高出力	使用容易	商用化 (日本GK)	低い投資費
	長寿命	環境にやさしい		
	高温耐久性	高い効率		
デメリット	移動不可	爆発の危険	高温維持 必要	環境問題
	高い投資費	実証規模 小		低い効率
	爆発の危険			
用途			電力貯蔵、送電電圧管理等	
			負荷平準化、新・再生可能エネルギー管理、系統連携	
	電力網の安定化、品質向上			

このうち、リチウム二次電池には、高エネルギー密度、高エネルギー効率、容量変化の便宜性等といったメリットがあり、エネルギー貯蔵装置用として最も適していると思われるが、他の電池方式よりも高額なことが市場拡大の障害となっていた。しかし、最近の製造費用の下落により、エネルギー貯蔵装置用として活発に導入されている。

# PATENTS

[世界のエネルギー貯蔵装置市場の現況及び予測、資料：KIPO]



[世界のエネルギー貯蔵装置用リチウム二次電池市場の現況及び予測、資料：KIPO]



# PATENTS

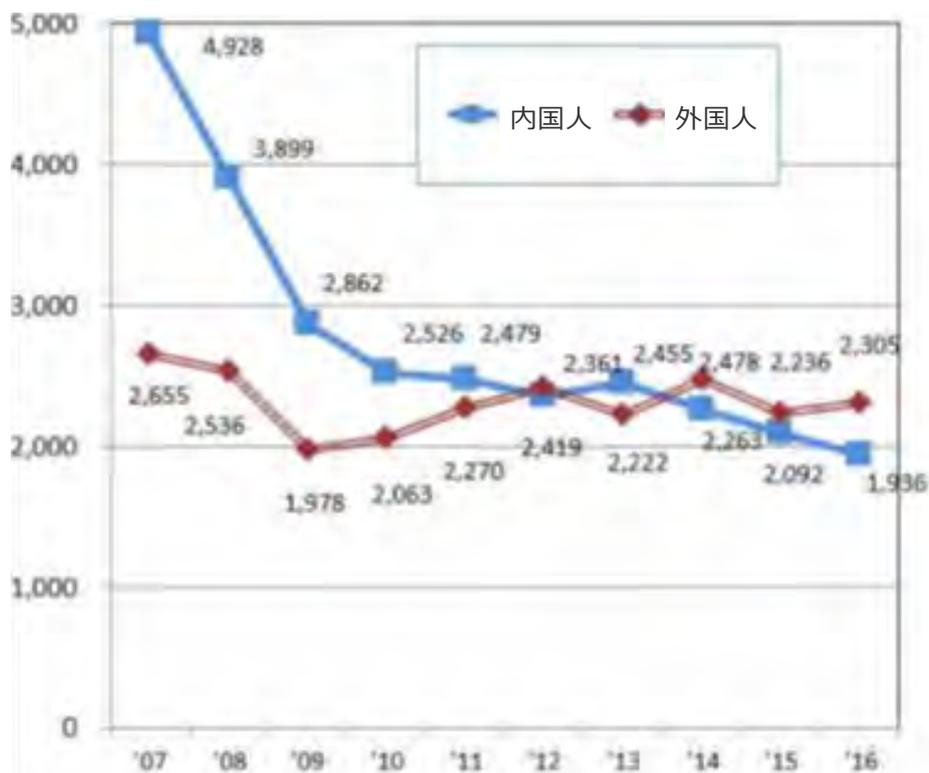
韓国のエネルギー貯蔵装置用リチウム二次電池の輸出は最近大幅に増している。輸出の増加とともに内需市場の拡大のために、政策的にエネルギー貯蔵装置を前年対比20%以上増の270MWを国内補給する計画であり、このうちの相当部分をリチウム二次電池が占めるものと思われる。

特許庁は「新・再生可能エネルギーが注目されている時点で、エネルギーを貯蔵して効率的に使用することのできるエネルギー貯蔵装置用リチウム二次電池分野の市場成長が期待され、これを裏付けるための国内企業の特許出願の増加が予想される」と見通した。

## 4次産業革命、半導体製造技術の核心特許の確保がカギ

韓国特許庁に出願された最近10年間（2007年～2016年）の半導体製造技術関連の特許出願動向を分析した結果、2007年に7583件だった特許出願件数が、2016年には4241件となり、持続的に減少していることが明らかになった。このうち外国人の特許出願件数は、同期間に毎年2000件前後で維持されてきたが、内国人の特許出願件数は、2007年の4928件から2016年には1936件と半分以下に急減した。

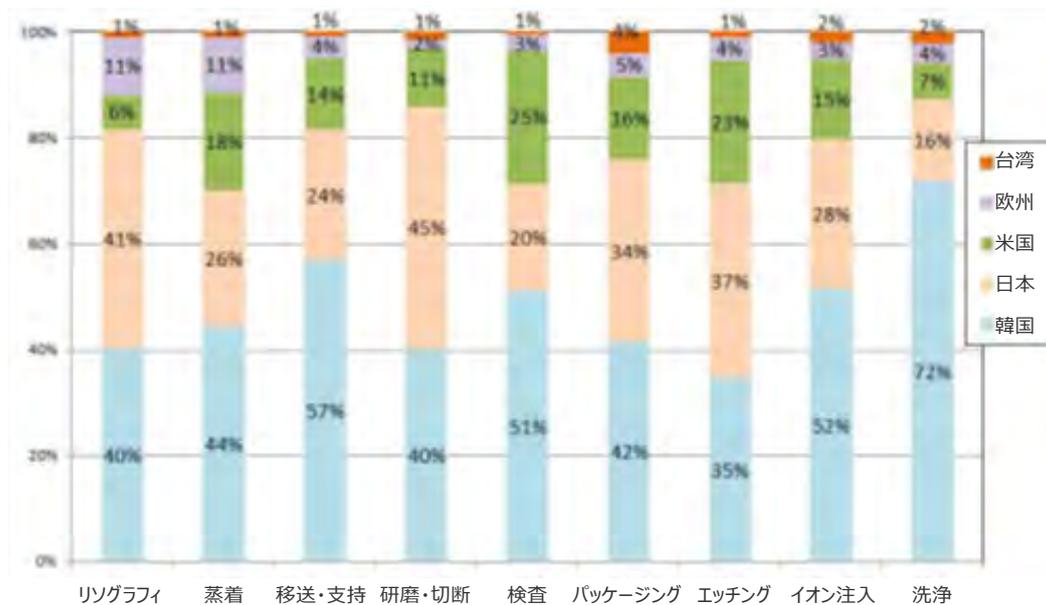
[半導体製造技術の特許出願現況、資料：KIPO]



# PATENTS

2016年の半導体製造技術の種類別特許出願の割合をみると、リソグラフィ技術（31%）が最も高いシェア率を示し、その次に蒸着技術（24%）、移送・支持技術（18%）、研磨・切断技術（9%）、検査技術（5%）、エッチング技術（5%）、パッケージング技術（4%）、イオン注入技術（3%）、洗浄技術（2%）の順であると調査された。韓国は、同年基準で主要国と比較してみると、高付加価値半導体製造技術であるリソグラフィ技術、蒸着技術、及びエッチング技術等に比べ、洗浄技術及び移送・支持技術等において特許出願の割合が相対的に高いことが分かった。

[半導体製造技術の出願人国籍別分野別シェア率（2016年）、資料：KIPO]



また、最近5年間の多出願人の現況をみると、東京エレクトロン（日本、1164件）、セメス（Semmes：韓国、883件）、サムスン電子（韓国、832件）、アプライド・マテリアルズ（Applied Materials：米国、679件）、東友ファインケム（Dongwoo Fine-Chem：韓国、648件）という順に調査された。

特許庁の半導体審査課長は、これまで半導体製造技術分野の特許出願が鈍化傾向にあったとしても、今後4次産業革命を通じて爆発的に増加することが予想される半導体需要と、それにより創出される莫大な経済的利益を勘案するとき、韓国は半導体製造技術の核心特許確保活動を強化し、現況を改善していく必要があると明らかにした。

# PATENTS

## 国内主要企業における最近の産業技術の動向

### SKテレコム－エヌビディア、自律走行車共同プロジェクトに着手

SKテレコムとエヌビディアは、2017年5月14日、自律走行関連の戦略的協約を締結し、共同技術開発に突入した。両社は3D超精密地図（HD Map）、5G等の次世代ネットワーク基盤の車両通信（V2X）、自律走行プラットフォーム等の自律走行車核心技術関連分野で協業する。今回のMOUにより、車両対車両、車両対管制センター、モノのインターネット（IoT）と有機的にコミュニケーションして走行させる技術が本格的に研究されるものと期待される。

### SKテレコム、量子暗号通信の「長距離送信」成功

SKテレコムは量子暗号通信専用中継装置（リピーター；repeater）を開発し、盆唐区から龍仁市、水原市までの往復112km区間の実験網で量子暗号キーを送信するのに成功したと、2017年6月19日、明らかにした。

SKテレコムは、2017年末までにリピーターを自社商用網の一部に適用し、カバレッジを徐々に拡大させる計画であり、量子暗号キーを同時に複数の受信先に送ることのできる多重リピーターを2018年上半期までに開発して商用網に適用する計画だ。

### SKテレコム、超小型量子乱数生成チップを公開

SKテレコムは、2017年7月22日に世界で初めて超小型量子乱数生成チップの試作品を公開し、量子暗号通信の試演も行った。量子乱数生成チップは、量子の特性を活用して特定パターンを見つけることのできない「偶然の数字」を作り出すもので、パターンの露出可能性がある「偽乱数」に比べ、セキュリティに優れている。SKテレコムは量子乱数生成チップを手の爪サイズのチップとして作り、価格を下げモノのインターネット（IoT）や自律走行車等に使用できるようにした。現在、USB形態の量子乱数生成器も開発中にある。

### LG化学、糖尿・脂質異常症治療複合剤「ゼミロ」の国内市販許可獲得

LG化学が5年にわたって開発した糖尿病及び脂質異常症治療複合剤「ゼミロ（Zemiro）」は、2017年7月31日、食品医薬品安全処から国内市販許可を受けた。国内で糖尿病及び脂質異常症治療複合剤が市販許可を受けたのは今回が初めてだ。

「ゼミロ」は、DPP-4抑制剤系列の糖尿病治療剤「ゼミグロ（Zemiglo）」と、脂質異常症治療成分である「ロスバスタチン（Rosuvastatin）」とを合わせた改良新薬だ。LG化学は保

# TRADEMARKS

険薬価決定等の段階を経て、2017年第4四半期に「ゼミグロ」50mgの単一容量に、「ロスバスタチン」5mg、10mg、20mgを加えた3種類の容量を発売する予定だ。

## TRADEMARKS

### APPLIED BIOSYSTEMS は Chemicals for use in medical 等に対し識別力が認められる

特許法院は Chemicals for use in medical/pharmaceutical or diagnostics 等を指定して出願された商標に対し、識別力が認められるという判決をくださった。(Case No. 2017ホ462、2017年6月30日宣告)。

#### 事実関係

APPLIED BIOSYSTEMS、LLC のような商号を使用する弊所クライアントが、自身の商号であり使用商標でもある APPLIED BIOSYSTEMS を Chemicals for use in medical/pharmaceutical or diagnostics 等を指定商品として出願した。これに対し特許庁は、指定商品に対する用途、使用方法等を表示するものなので識別力がないという理由で登録を拒絶し、特許審判院も「一般需要者が標章の意味を、“生命(bio)と関連した情報処

理を行うための方法/機器/体系(system)等が適用された(applied)遺伝子分析器/キット(kit)”として認識する」という理由で原拒絶理由を維持した。これに対し弊所はクライアントを代理して特許法院に不服訴訟を提起した。

#### 判断

特許法院の具体的な判断は次の通り。

韓国の英語普及実態を勘案するとき、一般需要者は、本件出願商標の標章を構成する部分の辞典上の意味を、“応用生物システム”、“生物システムが適用された”という程度に理解又は認識するに過ぎず、これを越えて“生命と関連した応用医療機器や試薬”、又は被告が主張するように“生命(bio)と関連した情報処理を行うための方法/機器/体系(system)等が適用された(applied)遺伝子分析器/キット(kit)”等の意味に直感するという事はできない。

被告は、「本件出願商標の出願日以前に多数の大学で、生物学、医学及び工学を連繋したバイオシステム(BIOSYSTEM)学科が開設されているが、同学科は本件出願商標の指定商品と関連した事項を研究及び教育するものなので、'バイオシステム(BIOSYSTEM)'という用語は、一般需要者の間でも本件出願商標の指定商品と関連したものとして認識されるに至ったといえる。したがって、本件出願商標の標章は、一般需要者の間で'応用バイオシステム用化学品'等

# TRADEMARKS

に認識されるので、本件出願商標はその指定商品の用途、性質等を直感させる」と主張している。

しかし、本件出願商標の指定商品の需要者には、病院や診断機関にて指定商品である試薬、化学品、キット等で診断や治療を受ける者、それを使用して診断や治療を行う者、そのような物品を取扱ったり取引する者も含まれており、これらが全て上記学科の教育を受けたり、学科と関連した研究分野に従事する者であるとはいえないことを考慮するとき、国内の複数大学でバイオシステム学科や講座が開設され、当該分野の研究及び学生に対する教育がなされているとしても、そのような事実のみでは、上記学科と関連した者以外の他の一般需要者や取引者までがバイオシステムという用語を、本件出願商標の指定商品の用途、性質等と関連して直観的に認識できると断定することもできない。

従って、本件出願商標は、その指定商品の用途、性質等を普通に使用する記述的標章であるとは言えない。

特許庁長側は大法院に上告しなかったため、上記判決は確定した。

## 特許法院 - 無人宿泊業に利用した“OUTBACK DRIVE IN MOTEL”は外食業に対する“OUTBACK STEAKHOUSE”の侵害である

特許法院は、ラブモテルに利用されている否定的なイメージをもつ無人宿泊業に“OUTBACK DRIVE IN MOTEL”を使用することは、アウトバックステーキハウスの著名な営業標識“OUTBACK STEAKHOUSE”の良質なイメージ及び名声を損傷する不正競争行為であると判断した(Case No. 2016ナ1691、2017年6月29日宣告)。

### 事実関係

1988年、アメリカで設立され、韓国を含む全世界20カ国以上にて“OUTBACK”、“ (アウトバック)”、“OUTBACK STEAKHOUSE”等で営業している原告は、“ (アウトバック)”又は“(アウトバック無人テル)”という商号の部屋借りができる無人宿泊施設を、“ ”、“OUTBACK”又は“OUTBACK DRIVE IN MOTEL”で営業している被告を発見し、商標権侵害及び不正競争防止法にもとづき訴訟を提起した。

# TRADEMARKS

原告標識	被告使用標識
	

## 判断

特許法院は、①両サービス業はサービスの提供方法(対面サービスと無人サービス)、具体的性質、内容が異なり、②需要者の側面でも食事を目的とする者と宿泊を目的とする者で区別され、③一般的な取引実情として両サービス業の提供が同一営業主体によってなされるとは言えず、また、一般需要者も通常そのように考えるとは言えないと判断されるとし、商標権侵害に対する主張及び不正競争防止法における営業主体混同可能性の主張を排斥した。

しかし、特許法院は、原告の標章が国内で著名な商標であると認めた上で、被告による“”等の使用は、不正競争防止法が規定している著名な商標の識別力／名声を希釈化する行為に該当すると判断し、被告1、2には5,000万ウォン、被告3には4,000万ウォンの損害賠償をするよう判示した。

特に特許法院は、被告が無人宿泊業を営むにあたり、原告の代表的なブランドである“”と酷似する標章を使用し、“”上段の山模様の図形を裸体の女性が横たわっているような扇情的な形状である“”に変形して使用した点、等を総合的に考慮するとき、被告は、著名な原告の営業標識を否定的なイメージをもつサービス業に使用することで、その標識が有する良質なイメージ及び価値を損傷したといえるだけでなく、著名な本件各営業標識が有する出所表示機能までも損傷したといえると判断した。

本件判決は、大法院に上告中ではあるが、著名商標の場合、その良質感を希釈化させる可能性のある商標使用に対し、不正競争防止法による保護が可能であると判断した、意味のある判決であると考えられる。

# GENERAL LAW

## GENERAL LAW

### ギャラクシーノート 7、消費者1,800名の損害賠償集団訴訟敗訴

#### 法院、リコール措置適法 … 使用者損害は交換、払戻しを通して回復

バッテリー爆発問題により生産終了となった‘ギャラクシーノート7’の消費者が、サムスン電子を相手取って損害賠償請求訴訟を提起したが敗訴した。

今回の訴訟は法的な意味での集団訴訟ではないが、1,800余名に及ぶ大規模な原告が集団で参与した多数当事者訴訟だ。法が定めた集団訴訟は訴訟に参与しない被害者にも効力が及ぶのとは異なり、訴訟参与者にのみ効力が認められる。

ソウル中央地方法院民事合議30部(イ・ファンスン部長判事)は、ギャラクシーノート7の消費者1,871名が、サムスン電子を相手取ってリコール措置にともなう損害賠償金9億3,550万ウォンを請求した訴訟にて、原告敗訴判決をくださったと、8月9日明らかにした。

裁判部はまず、「国内外にて発生した多数の爆発事故等をみると、ギャラクシーノート7の消費者が製品を正常に使用できない程度の瑕疵がある」と判断した。

しかし裁判部は、「リコール措置は適法であり、消費者は他の製品に交換せずに購入費用自体の払戻しを受けることもできた」とし、「交換や払戻しを受けられる売場が全国に分布しており、社会通念上耐え難いほど深刻な不便さを被ったとは言えない」と語った。

また、「消費者の選択権侵害、精神的損害等は、交換と払戻しを通して成された賠償によって回復されたと言わねばならない」とし、「回復不能な精神的損害が発生したと言うだけの事情もない」と判断した。

裁判部は、リコール措置に応じない消費者の損害に対しては、「自ら正常に使用できない製品を継続して保有することを選択したもの」とし、「交換又は払戻しを受けていれば解消できた問題」と語った。

サムスン電子は、昨年8月、ギャラクシーノート7を発売したが、バッテリー充電中に爆発事故が多数発生するや、9月に全量リコールを発表した。その後サムスン電子は、既存製品のバッテリーを交換した新製品に交換する政策を展開したが、新製品にも発火事故が続くと、10月に製品販売を中断した。

# GENERAL LAW

## 来年下半年から 50㎡ を超過する売場に 月極額最低4千ウォン賦課

### ‘公演権拡大’著作権法施行令改正案、国務 会議通過

今後は、コーヒーショップ、ビヤホール、ヘルスセンター等で音楽を流すと、音楽創作者や歌手、演奏者に著作権料を払わねばならない。著作権施行令改正案が来年下半年から適用され、15～30坪規模の売場を対象に月4千ウォンが賦課される予定だ。

文化体育観光部は、8月16日の国務会議にて、上記のような内容を盛り込んだ著作権施行令改正案を議決したことを明らかにした。改正案は来週公布され、1年の猶予期間を経て施行される。

現行著作権法は、商業用音盤・映像著作権を入場料をとらない施設で公演する場合、著作権を行使できないよう制限しつつ、施行令にて居酒屋、接待飲食店、大型マート、デパート等にてのみ、例外的に著作権を行使できるよう規定しているが、これに対しては、海外事例に照らしてみると、著作権者の公演権範囲を制限し過ぎているという指摘があった。

今回の改正案は、音楽使用率が高く、営業における音楽の重要度が高いコーヒーショップ、ビヤホール、ヘルスセンター等を新たに音盤著作権行使対象に追加したことが骨子だ。面積3千㎡(907.5坪)以上の大規模店舗のうち、これまでは除外されてきた複合ショッピングモールと、その他大規模店舗も音盤著作権行使対象に追加された。反面、伝統市場と面積50㎡(15坪)以下の小規模営業場は除外された。

著作権料は、最低月極額4千ウォンと策定され、面積及び業種により差等適用する計画だ。該当する店舗の負担を緩和できるよう、著作権料統合徴収制度も導入する方針だ。

文化体育観光部の関係者は、「5月の立法予告の際、改正案に含まれていた映像物著作権公演権の拡大方案は段階的に推進すべきという意見が多く、最終案からは除外した」とし、「今後追加検討を経て推進する」と語った。

# LEE NEWS

## LEE NEWS

### 2016ホ5019の拒絶決定（特）勝訴

リー・インターナショナル特許法律事務所が、ワッカー・ケミー（Wacker Chemie AG）を代理して特許出願の拒絶決定（進歩性の欠如）に対する審決取消訴訟を行い、2017年6月22日付で勝訴判決を受けた。

具体的には、i) 引用発明間の技術分野が関連のあるものだとしても、具体的な作用対象及び解決しようとする技術的課題が異なるので、これらの組合せは困難である点、及び ii) 請求項に記載された内容だけでなく、解決しようとする課題及び課題解決原理等、明細書の全体的な内容を考慮して両発明の構成を対比しなければならない点等に基づき、本件出願発明の進歩性があると主張し勝訴した。

### New Member : 崔至延弁護士、洪賢基弁護士、河有美弁護士、崔雅源弁護士



崔至延(チェ・ジョン)  
弁護士

チェ・ジョン弁護士は、米国特許及び商標専門家としてリー・インターナショナル特許法律事務所へ合流しました。米国弁理士でもありながら、ニューヨーク州、マサチューセッツ州、ワシントンD.Cの弁護士資格を取得し、ワシントンD.C.、マサチューセッツ州ボストン、テキサス州オースティンなどの優秀な米国ローファームで知的財産権弁理士として活動しました。フィラデルフィア商事裁判所では、夏季の裁判所書記(judicial clerk)として勤務した経験を有しています。

チェ弁護士は消費者家電、ソフトウェア、医療機器、自動車、無線通信会社などのクライアントを代理して様々なユーティリティやデザインの特許出願業務を担当しました。また、米国特許商標庁(USPTO)特許審判委員会(Patent Trial and Appeal Board)での口頭審理、地方裁判所の特許訴訟及び米国国際貿易委員会(ITC)規定337条の調査に関する訴状及び略式裁判申請書の作成をはじめ、クライアントに特許訴訟に関する特許有効性や侵害関連の諮問を提供したり、半導体や合作投資関連の買収・合併に関する

# LEE NEWS

る様々な実査プロジェクトに従事した経験も有しています。特許業務以外にも商標の利用可能性に対する意見書、商号・商標使用契約書、警告状、統一紛争解決政策(UDRP)関連の訴状を作成するなど、あらゆる商標事件を取扱ってきました。チェ弁護士は実施許諾戦略、クライアントのIPポートフォリオ、特許申請、特許出願、訴訟及び諮問などの業務に対し、クライアントと円滑なコミュニケーションをとることができます。

チェ弁護士は、UNHロースクール(旧フランクリン・ピアース・ローセンター(Franklin Pierce Law Center))を卒業し、知的財産権の法律ジャーナルであるIDEAの編集長を務めました。法律のキャリアを積む前はテキサス大学オースティン校(University of Texas at Austin)で物理学学士を取得し、コンピュータ工学分野でコンピューティングの基本原則(Elements of Computing)講義を修了しました。在学時に、物理学の優秀学生団体であるSigma Pi Sigma Physics Honor Societyの会員として活動し、高強度レーザー科学グループ(High Intensity Laser Science Group)の研究アシスタント(research assistant)を務めました。



洪賢基(ホン・ヒョンギ)  
弁護士

担当は、民事、刑事、知識財産権、都市開発等と関連分野における訟務及び諮問。リ・インターナショナル入社以前は、サムスン物産商事部門(2007~2010)に勤務。弁護士資格取得後、ソウル中央地方法院民事5部(2015)、ソウル高等法院刑事3部(2016)にて、裁判研究員として勤務しながら、一般民・刑事訴訟、腐敗事件、抗告事件等の業務を担当した。ソウル大学校コンピューター工学部(2007)卒業後、成均館大学校法学専門大学院を卒業(2015)。

# LEE NEWS



河有美

(HA, Yoo-Mi,  
ハ・ユミ)弁護士

担当は、一般民事紛争、刑事訴訟と関連した分野における訟務及び諮問業務。リ・インターナショナル入社以前は、ソウル高等法院刑事8部と民事20部にて裁判研究員として勤務（2015～2016）しながら、建設、下請負、損害賠償等の民事事件、及び性暴力、財産犯罪（横領・背任・詐欺）、補助金管理法違反等の刑事事件関連業務を担当した。延世大学校法学科を7学期で早期卒業（2012）後、延世大学校法学専門大学院を優等卒業（2015）。



崔雅源(チェ・アウォン)  
弁護士

チェ・アウォン弁護士は、リ・インターナショナル法律事務所の外国弁護士で、専門分野は企業一般事件、租税、国際ビジネス取引です。リ・インターナショナル法律事務所に合流する前は、JW中外製薬の持株会社であるJWホールディングスに勤務していました。ミズーリ州セントルイスにあるワシントン大学ロースクールでJ.D.を取得し、ニューヨーク大学ロースクールで租税関連のLL.M.を取得しました。ワシントン大学在学中にCPA試験(Uniform CPA Examination)及びHSK試験5級に合格しました。チェ・アウォン弁護士は、ニューヨーク州弁護士協会会員です。



# Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。